

対日直接投資に関する有識者懇談会 運営要領

対日直接投資に関する有識者懇談会（以下「懇談会」という。）の運営については、「対日直接投資に関する有識者懇談会の開催について」（平成 26 年 2 月 19 日内閣府特命担当大臣（経済財政政策）決定）に定めるもののほか、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 懇談会は、原則として非公開とする。
2. 懇談会の配付資料及び議事要旨は、原則として公表する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、配付資料及び議事要旨の全部又は一部を公表しないものとすることができる。
3. この運営要領に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は座長が定める。